

平成27年度
地域包括支援センター運営方針
及び活動計画について

平成27年11月25日（水）

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括ケア・介護予防担当

平成 27 年度地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活をおくるため、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中核に据え日常生活圏域ごとの支援体制を推進する。

1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展により、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護高齢者が増加の一途をたどる中で、相談内容は多様化・深刻化しているため、センター職員の質の向上を図ると共に適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。

市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、P D C A の充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。

2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進

要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取り組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。自立に向けた行動変容を誘導し、個人のニーズに応じた適切なサービスや社会資源を活用した目標型ケアマネジメントを行う。

3. 認知症施策の推進

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～を受け、日常生活圏域ごとの社会資源把握、地域課題の把握を行い、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを図る。

認知症サポーター養成事業等を通して「認知症の普及・啓発の推進」、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊 S O S 事前登録事業による「認知症の人や介護者への支援」、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり」に努める。

4. 地域ケア会議（個別会議）の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進

地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議（個別会議）を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。

また、要支援等認定者を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握等に努める。

5. 総合的な相談支援の確立

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実に努める。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

6. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発

認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。

7. ケアマネジメントの質の向上・平準化

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。

8. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援

地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 鶴岡市社会福祉協議会
地域包括支援センター

管理者名: 大沼 晴美

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	○外部研修、内部研修への参加を通し、資質向上に取り組む。 ○個人目標設定と、職務行動評価を通し実績管理を行う。 ○本部、支所間の情報共有、進捗状況の確認ができる体制づくりに努める。	随時 随時 随時
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ④保健師等の内部研修 ⑤自立支援型地域ケア会議の開催	随時 随時 随時 7月～2月	○地域計画に基づき、予防講座を行い、基本チェックリストは、年度1回を目標に実施する。 ○エリア内で行う、「なりげんき塾」(10回コース)に参加、協力し、介護予防の意欲を育てる。 ○自立支援型地域ケア会議の研修参加、開催により、介護予防の視点を学び、ケアマネジメント力の向上につなげる。	随時 随時 7月～2月
3. 認知症施策の推進	認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。 早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。 また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時	○認知症サポーター養成講座や地域に応じた認知症研修会を継続実施する。(家族教室、つどいの周知も合わせて行う。) ○徘徊SOSネットワークとの連動や、物忘れ相談医の周知と共に、早期受診の勧奨を行う。	随時 11月
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	○地域ネットワーク会議の開催を通して、地域課題に対し、連携して取り組む。 ○個別に支援が必要な人を把握し、個別会議を開催し、見守りのネットワークを構築する。 ○町内会などの小単位生活圏での見守り支援体制への支援を行う。	随時 随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
5.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	<p>①各種相談をワンストップで受付け、専門職がチームで支援を行う。</p> <p>②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有</p> <p>③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○専門職(特に社福士)が、2つの日常生活圏域を担当するため、情報交換を細やかに行う。</p> <p>○民協定例会や地域内関係組織との連携から、要援護者の情報共有や個別支援を行う。</p> <p>○各種チラシを活用し、地域活動や関係機関を通じて、周知を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	
6.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	<p>①全市対象研修会の開催</p> <p>②社会福祉士内部研修会の実施</p> <p>③権利擁護関係マニュアル等の見直し</p> <p>④成年後見制度に関する調査の実施検討</p>	<p>7月 11月</p>	<p>○エリア内の居宅支援事業所、小規模多機能事業所を対象にした高齢者虐待に関する研修会を開催する。</p> <p>○社会福祉士による、事例の内部検討会を定例化する。</p>	<p>9月</p> <p>2か月に1回の頻度</p>	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	<p>①介護支援専門員の相談窓口の設置</p> <p>②介護支援専門員スキルアップ研修の開催</p> <p>③ケアプラン検証専門家会議の開催</p> <p>④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催</p> <p>⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援</p> <p>⑥支援困難事例等マニュアルの検討</p>	<p>随時</p> <p>6, 7月頃</p> <p>年3回</p> <p>随時</p> <p>7月頃～</p>	<p>○事業所訪問等を継続実施し、介護支援専門員に対して相談窓口を周知する。(必要時、個別の支援を行う。)</p> <p>○介護支援専門員と事例検討会、ケアプラン点検等の研修を行う。</p> <p>○介護支援専門員やサービス提供事業所と情報交換等を開催し、連携の強化を図る。</p>	<p>9月</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	<p>①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認</p> <p>②地震、風水害などの災害時の支援</p>	<p>随時・通年</p>	<p>(本センター)各地域、町内会等の防災体制を把握する。 (おおやま)災害時避難場所の周知と支援体制の情報収集をする。 (なえづ)安心カード設置状況の確認と、各地域、町内会の防災体制を把握する。 (くしびき)一人暮らし名簿の確認を行う。 (とようら)防災福祉マップの更新作業に参加し、体制の確認をする。 (あつみ)災害時避難支援の体制を関係機関と共有する。</p>	<p>随時</p>	

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターつくし 管理者名： 長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒーリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>・他地域包括支援センターでの事例をもとに、相談の支援方法を再検討し、スキルアップを図る。</p> <p>・対応した事例に対して振り返りカンファレンスを行う。</p> <p>・職員の資質向上のために研修会へ参加し伝達講習等により知識の共有を図る。</p> <p>・地域包括支援センター連絡会職員全体研修会に参加し情報交換を行う。</p>	<p>月1回</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年1回</p>
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p>	<p>①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施</p> <p>②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大</p> <p>③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>④保健師等の内部研修</p> <p>⑤自立支援型地域ケア会議の開催</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>7月～2月</p>	<p>・各町内会のお茶のみサロン及び老人クラブの活動へ参加しつくしの周知を図る。</p> <p>・居宅を訪問し実態把握をしたうえで共通のアセスメントシートを活用し情報提供・サービス調整を行う。</p> <p>・担当地区保健師及び住民と連携を図り健康講座等の企画・運営を積極的に行う。</p> <p>・要支援と認定された方の状況を確認し、生活機能の改善を実現するための適切なサービスの調整や介護予防事業へつなげる。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>・介護予防教室で、認知症予防講座を行い、正しい情報を伝え専門医またはもの忘れ相談医への早期受診へ繋げる。</p> <p>・認知症高齢者及びその家族に対して、適切な支援が行えるよう研修会等に参加し専門的な知識や対応方法について学ぶ。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	・地域ケアネットワーク会議を学区・地区社会福祉協議会と連携し開催、地域の課題を整理し住民との共通認識を図る。 ・地域の実情に合わせ、町内会単位での助け合いの仕組みづくりを支援していく。 ・地域ケア個別会議を随時行い、地域住民同士の助け合いの輪を広げる。	各地区1～2回 随時 随時
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能を充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・関係機関と連携、情報共有を図り、協働での対応に努め課題の解決に取り組む。 ・担当地区民生児童委員の定例会へ参加し、連携強化を図る。 ・高齢者世帯へ訪問し、判断能力を欠く常況にある人の発見に努める。 ・担当地区の健診時に相談窓口を設置し相談しやすい体制づくりを行う。	随時 年4回 随時 年2回

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
6.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し ④成年後見制度に関する調査の実施検討	7月11月	・一人暮らし等の会食交流会や地域ケアネットワーク会議等でパンフレットを配布し成年後見制度の周知を行う。 ・民生児童委員の定例会へ参加し、高齢者虐待防止と消費者被害防止等についての周知を行う。 ・地域ケアネットワーク会議等で相談対応事例の報告やパンフレットを活用しながら権利擁護の周知を図る。	随時 年4回 随時
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6,7月頃 年3回 随時 7月頃～	・指定介護予防ケアマネジメント業務を委託している居宅介護支援事業所との意見交換会を行い、情報を共有し相談しやすい関係づくりを図る。 ・委託事業所が作成したプランについては担当者会議等に参加しケアマネジメントに対する助言・指導を行う。	随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ・災害対策マニュアルを年度末更新する。	随時 下半期

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 健楽園地域包括支援センター 管理者名： 佐藤 規子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	①地域包括支援センター基礎研修、認知症地域支援推進員研修、認知症初期集中支援研修の他、各種研修に参加する。 ②適切な相談対応ができるように事業所内での研修、検討を行い、各種制度につなぐ等、また関係機関と連携する。 ③鶴岡市より提示された運営方針をふまえ、事業を行い、事業所内では業務運営自己評価をもとに評価・点検する。	随時 随時 通年
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ④保健師等の内部研修 ⑤自立支援型地域ケア会議の開催	随時 随時 随時 7月～2月	①二次予防事業対象者で事業不参加者のうち一定基準該当者へ状況確認及び支援。 二次予防事業中断者への支援。 ②地区担当保健師や学区社協等と連携し地域において介護予防講座の実施。サロン等、個別相談、一人暮らし高齢者世帯訪問(第4)を通して基本チェックリストを行う。 ③自立支援型地域ケア会議やその研修を通して地域の社会資源の把握等に努める。	通年 9月通年
3. 認知症施策の推進	認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。 早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。 また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時	①第1学区では小学校・中学校と地域で開催予定。その他地域に開催を働きかける。 ②認知症の相談に認知症ケアパス、連絡箋を積極的に活用する。 ③認知症患者家族教室、つどいのPR・参加勧奨に努める。 ④地域においては地域ケア個別会議等を通して見守り体制などの地域づくりに努める。	秋・2/4 随時 通年 通年

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	①地域ケア推進担当者会議を計画的に開催し、地域課題の把握、事業の進め方を協議し、個別ケースにおいては情報共有を図り必要に応じてチームで対応する。 ②地域ケア個別会議や第1学区では絆プロジェクトの取り組み、第4学区では一人暮らし高齢者世帯訪問を通じて地域課題の把握、ネットワーク構築、連携の強化を図る。	①各学区年10回 ②各学区年4回(地域ケア個別会議)第1年5回、第4年2回、町内単位年2回
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①関係機関との連携・情報共有を図る。各種研修に参加し資質向上に努める。センター内での事例検討会、地域ケア推進担当者間で検討。 ②民協定例会へ出席し情報交換・共有をする。 ③地域に出向いた際や各種広報誌において総合相談窓口のPR、一人暮らし高齢者世帯訪問等を通して潜在要援護者の早期対応に努める。	通年
6. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し ④成年後見制度に関する調査の実施検討	7月1日	①民協定例会において成年後見制度利用促進、高齢者虐待防止・早期発見の啓発を行う。 ②地域のサロン等において、消費者被害予防啓発を行う。	通年

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6, 7月頃 年3回 随時 7月頃～	①担当地域の居宅支援事業所訪問を通して、地域や介護支援専門員の課題把握に努める。情報交換会等を行い連携強化に努める。 ②居宅介護支援事業所からの支援困難ケースの対応には関係機関と連携し、解決に向けて支援する。 ③前年度ケアプラン検証を受けた事業所のうち担当地域の事業所に対して進捗状況を確認し、必要時支援する。	7月～ 12月 通年 随時	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	①個別相談時や一人暮らし高齢者世帯訪問時に災害時の避難場所、方法を確認、情報提供する。 ②第1学区では絆プロジェクトによる要援護者の把握をマップ作成を通して確認する。 ③災害時の安否確認	通年 年5回 発生時	

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： しおん荘地域包括支援センター 管理者名： 佐藤 瑞紀

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒアリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>・専門職種間の資質向上研修や全体研修、その他の研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努める。</p> <p>・多様な相談があった際に適時適切に対応できるよう体制整備を整える。</p> <p>・連絡会や専門職定例会に参加しながら、適時に市と情報共有や協議を図り、当包括支援センターの運営が適切に行われるようにする。</p>	随時	
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p>	<p>①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施</p> <p>②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大</p> <p>③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>④保健師等の内部研修</p> <p>⑤自立支援型地域ケア会議の開催</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>7月～2月</p>	<p>・二次予防事業参加者のマネジメント。</p> <p>・一定基準で抽出かけた該当者と介護認定非該当者の実態把握を行う。</p> <p>・老人クラブや各地域サロンでの介護予防講座の開催と基本チェックリスト実施数の拡大。</p> <p>・多機能施設に併設している地域交流室での介護予防教室の開催(年5回)</p> <p>・専門職の資質向上研修等でスキルアップを図る。</p> <p>・自立支援型地域ケア会議の研修を受け理解し、開催運営にむけて必要なスキルを身に付けるよう努める。</p>	通年 4.6.8.10. 12月	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>・サポーター養成講座の開催し、担当圏域での認知症に対する理解を深める。</p> <p>・連絡箋や認知症の教室を活用紹介しながら、適時適切な支援や相談対応を行い、認知症の方やその家族介護者への支援を行う。</p> <p>・市の認知症関連事業等について理解し、関係団体等に適時に情報提供をしながら関係構築を図っていく。その中で地域としての見守り体制の構築・強化の意識づけを図る。</p>	10月～ 随時	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	・地域ケア推進会議を開催し、個別ケースの検討や地域課題の把握に努める。 ・地域の関係機関や団体等と地域ケアネットワーク会議を通じて地域課題の抽出や把握に努め、担当圏域の高齢者が住みやすい地域の支援体制の構築を検討する。 ・昨年からの検討課題の小単位生活圏域のネットワーク会議を開催し、地域住民と地域の実態を把握し情報を共有する。 ・医療と介護の連携研修会を通じて、多職種連携体制の構築を図る。 ・担当圏域開業医への包括の周知PR(チラシ、広報等)	5月～ 随時	
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・各種相談の迅速な受付や適切な対応ができるように、専門職種間で情報共有しながら対応する。 ・民協定例会や地域の会議等に参加し、地域ケア推進担当者間で情報収集と共有を図る。 ・法人広報等を通して地域包括支援センターの周知。 ・地域の行事等参加の際に、地域包括支援センターや地域ケア推進担当者のチラシを配布し、周知活動を継続する。	通年	
6. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し ④成年後見制度に関する調査の実施検討	7月 1 1月	・成年後見制度のパンフ作成や専門職の資質向上研修等を通して、制度や内容を理解し、スキルアップを図る。 ・民協定例会や担当圏域のサービス事業所等を通して、高齢者の権利擁護に関する情報提供を行い、普及啓発活動を行う。 ・マニュアルが適に活用できているか確認する。	10月頃 7月頃	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6,7月頃 年3回 随時 7月頃～	・専門職定例会に参加し、介護支援専門員との研修や連携、医療機関との連携等の体制構築に努める。 ・担当圏域の介護支援専門員に必要な情報提供を行いながら、介護支援専門員が相談しやすい体制づくりに努める。 ・支援困難事例への対応を通し、介護支援専門員の支援を図る。	随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・担当圏域のハザードマップや災害時の避難所や避難経路の確認を行い、情報共有する。 ・民生や居宅介護支援事業所と連携し、要援護高齢者の把握に努める。 ・必要時地域と連携をとりながら適切に支援する。	随時

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターふじしま 管理者名： 小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒアリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>・センターとしての資質向上のための勉強会、ケース検討会</p> <p>・法人内部研修会参加</p> <p>・外部の研修会参加</p> <p>・地域に対する情報発信としての広報発行(全戸配布)</p> <p>・情報開示</p>	<p>・毎月</p> <p>・年5回</p> <p>・随時</p> <p>・4月</p> <p>・8月</p> <p>・12月</p> <p>設定時期</p>	
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p>	<p>①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施</p> <p>②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大</p> <p>③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>④保健師等の内部研修</p> <p>⑤自立支援型地域ケア会議の開催</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>7月～2月</p>	<p>・二次予防対象者の訪問、ケアマネジメント</p> <p>・事業中断者への訪問</p> <p>・事業卒業者のリスト作成、訪問</p> <p>・予防教室開催時のチェックリスト実施</p> <p>・はつらつ元気大学(藤島開催時)の開始時、終了時の参加(継続以外)</p> <p>・自立支援型地域ケア会議への参加と開催</p>	<p>・随時</p> <p>・随時</p> <p>・随時</p> <p>・随時</p> <p>・5月</p> <p>・9月</p> <p>・11月</p> <p>・3月</p> <p>・7月～2月</p>	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>・認知症の人と家族に対する個別の相談支援</p> <p>・認知症サポーター養成講座開催</p> <p>・認知症ケアパスと連絡箋の活用</p> <p>・介護予防教室等にて認知症の普及啓発</p> <p>・徘徊SOS事業登録への支援と周知活動</p>	<p>随時</p>	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	・地域ケア推進担当者会議開催 ・地域ケア個別会議開催 ・地域ケア♪ふじしま連携会議開催 ・地区別地域ケア会議開催 ・地域ケアネットワーク会議開催 ○広域(中学校区) ○小学校区、町内会単位開催 ・医療関係の会、研修会等へ積極的な参加	・毎月 ・随時 ・毎月 ・年6回 ・10月 ・随時 ・開催時
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	・各種相談の受付、迅速な対応とチームアプローチの展開 ・民協定例会や地域ケア会議にて積極的な情報共有を図る ・あらゆる場面でセンターの宣伝を積極的に行い、地域住民への周知を図り、相談につながりやすくする	・随時 ・毎月 ・随時
6. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し ④成年後見制度に関する調査の実施検討	7月 1 1月	・広報発行や地域活動を通し継続的に権利擁護の普及啓発活動を行う ・市、社協との連携、協働により、要援護者の権利擁護事業へスムーズにつなぐ	・広報年3回と随時 ・随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6,7月頃 年3回 随時 7月頃～	・困難事例を含む介護支援専門員の相談対応 ・個別ケア会議の開催による介護支援専門員への支援 ・居宅支援事業所に対し最新の情報提供	随時	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	・災害時に安否確認が必要な方を地区別地域ケア会議にて確認し、リスト作成する ・災害時等の安否確認	・年6回に分けて確認 ・随時	

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターかみじ荘 管理者名： 坂東 真由美

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
1. 地域包括支援センターの機能強化	多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。 市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。	①センター職員資質向上研修の実施 ②センター職員の相談支援体制の整備 ③地域包括支援センターヒアリング ④地域包括支援センター運営協議会の開催 ⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開	年1回 随時 年1回 年2回 年度内	①平成27年6月1日より地域包括支援センターを羽黒庁舎に移転し、庁舎・社会福祉協議会と連携し、相談業務にあたる。 ②羽黒地域住民に対し、地域包括支援センターの活動内容の周知活動を徹底する。 ③地域包括支援センターの情報を法人のホームページで公開する。 ④スムーズなワンストップサービス実現のため、専門分野以外の知識を深める。	随時 随時 随時 随時
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。 また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。	①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大 ③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大 ④保健師等の内部研修 ⑤自立支援型地域ケア会議の開催	随時 随時 随時 7月～2月	①運動器3/5、認知症2/3で85歳未満の方の参加を推奨する他、その後のモニタリングを実施する ②介護予防教室を開催し、基本チェックリストの実施を徹底する。	随時 随時
3. 認知症施策の推進	認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。 早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。 また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。	①認知症サポーター養成講座の開催 ②認知症ケアパスの活用 ③認知症連絡箋の活用 ④認知症を理解する教室の開催 ⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知 ⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施	随時 随時 随時 年6回 毎月 随時	①必要に応じて認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民に対し認知症の理解を深める。 ②徘徊SOS事前登録事業を実施する。 ③認知症高齢者に対し、認知症連絡箋を活用し早期に医療へつなぐ。 ④認知症高齢者を抱える家族に対して、認知症ケアパスガイドブックを活用しながら相談援助にあたる。 ⑤法人のサービス提供事業所と連携し、介護者の集いを開催する。	随時 随時 随時 随時 随時 年1回

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	①地域ケア推進担当者会議を(第3木曜日)実施し、羽黒庁舎、社会福祉協議会羽黒福祉センターと連携を深める。 ②地域ケア会議は定例開催に向けて調整する。 ③地域ケア会議開催時にプランの内容等の検証や地域課題の把握・提言が出来るようにする。 ④Net4Uを活用し、医療との連携を図る。	毎月 随時 随時 随時
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け付け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	①庁舎担当者、社会福祉協議会担当者と連携し、相談を受け付け解決にあたる。 ②民生委員定例会に毎月参加し、高齢者の情報共有を図る。	随時 毎月
6. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し ④成年後見制度に関する調査の実施検討	7月 1 1月	①虐待対応時は鶴岡市権利擁護関係のマニュアルに沿い、迅速に対応し継続的なフォローを行なう。 ②高齢者虐待防止について、地域住民へ啓発活動を行なう。	随時 随時

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6, 7月頃 年3回 随時 7月頃～	①支援困難事例等のケース検討会を随時開催し、支援にあたる。 ②介護支援専門員が抱えている支援困難事例等に対し、課題に合わせた専門職が主担当として支援にあたる。	随時 随時
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	①各集落における災害避難計画についての情報収集を行なう。 ②羽黒地域の洪水ハザードマップを常時事務所へ設置し、避難道路等に変更がないか確認する。	随時 随時

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 永寿荘地域包括支援センター 管理者名： 清和ゆう

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒアリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>○包括内部・外部の研修に参加し職員の資質向上を図る。</p> <p>○相談支援については、チームとして関わり、関係機関と連携して対応していく。</p> <p>○地域の関係者と顔の見える関係づくりに努める。</p> <p>○地域包括支援センターの周知活動を継続する。</p>	随時	
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p>	<p>①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施</p> <p>②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大</p> <p>③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>④保健師等の内部研修</p> <p>⑤自立支援型地域ケア会議の開催</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>7月～2月</p>	<p>○包括で入っていない町内サロン等を伺い、介護予防を推進する。</p> <p>○昨年入った地域が今後も継続して活動していけるような働きかけをする。</p> <p>○チラシを作成し、地域で活動している代表者に配布する。</p> <p>○二次予防事業対象者のマネジメントと終了後の継続支援をする。</p>	<p>通年</p> <p>適宜</p> <p>5月</p> <p>随時</p>	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>○認知症サポーター養成講座を開催し、正しい知識を習得して頂き、早期発見、対応に繋げる。</p> <p>○次年度小学校で養成講座を開催できるように働きかけをする。</p> <p>○物忘れ連絡箋を活用し、早期受診に繋げる。</p> <p>○認知症を理解する教室へ参加の勧奨をする。</p> <p>○認知症ケアパス・徘徊SOS事業の周知と活用の普及を行う。</p>	<p>随時</p> <p>適宜</p> <p>通年</p>	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期	
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	○地域ケア推進担当者会議を定期開催し、課題の把握と情報交換を行う。 ○学区、地区社協と連携して地域ケア会議、地域ケアネットワーク会議の開催。 ○地域個別会議を実施し、地域課題の把握に努める。 ○地域との顔の見える関係づくりの強化を図る。	月1回・適宜 年1～2回 随時
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○関係機関と連携・情報共有を図り、協働した対応ができるようにする。 ○地域包括のチラシを作成し、周知活動を続ける。 ○民生委員との情報共有を行い、地域に潜在している要援護者の把握に努め対応していく。 ○5学区の会食交流会の時に、相談窓口を設置し、一人暮らしの方の相談対応や介護予防をする	随時
6. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し ④成年後見制度に関する調査の実施検討	7月11月	○権利擁護事業へスムーズに繋げるために、社会福祉協議会や市と連携を図れるようにする。 ○鶴岡市権利擁護マニュアルに沿って対応する。	随時

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6, 7月頃 年3回 随時 7月頃～	○居宅介護支援事業所や小規模多機能の介護支援専門員へマネジメントに必要な情報提供を行いながら相談しやすい関係をつくる。 ○支援困難ケースについては、関係機関と連携を図りながら、解決に向け支援する。	通年 随時	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○災害時の対応マニュアルの見直しを行う。 ○担当地域の現状を把握する。	年度末まで	

平成27年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名: 地域包括支援センターあさひ 管理者名: 難波 琴

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
1. 地域包括支援センターの機能強化	<p>多様な相談支援に対応できるよう、センター職員の質の向上を図ると共に適切に必要な資源に繋ぐ等、総合相談の拠点として機能の充実を図る。</p> <p>市が運営支援と進捗管理を行うと共に、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行うことにより市民に開かれた地域包括支援センターを目指す。</p>	<p>①センター職員資質向上研修の実施</p> <p>②センター職員の相談支援体制の整備</p> <p>③地域包括支援センターヒアリング</p> <p>④地域包括支援センター運営協議会の開催</p> <p>⑤地域包括支援センターの周知及び情報公開</p>	<p>年1回</p> <p>随時</p> <p>年1回</p> <p>年2回</p> <p>年度内</p>	<p>〇さまざまな機会・方法での地域包括支援センターの周知。</p> <p>〇各種の研修会に参加し資質向上を目指す。</p> <p>〇各職員が業務上の目標を設定し年間を通し取り組む。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>通年</p>	
2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起し、日常生活での取組みが継続するよう支援を行い、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。</p> <p>また、要支援等認定者等を対象に、専門職参加による自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者が自立して暮らすことができるためのケアマネジメント支援や自立を進めるために不可欠な社会資源等の把握及び開発支援等に努める。</p>	<p>①二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施</p> <p>②介護予防講座等での基本チェックリスト実施数の拡大</p> <p>③高齢者サロンや、介護予防講座の開催及び拡大</p> <p>④保健師等の内部研修</p> <p>⑤自立支援型地域ケア会議の開催</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>7月～2月</p>	<p>〇二次予防事業対象者への速やかな対応及びフォローを行なう。</p> <p>〇健康教室、サロン等とタイアップし介護予防の啓発や地域の実情把握を行なう。</p> <p>〇自立支援型地域ケア会議への参加。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>開催時</p>	
3. 認知症施策の推進	<p>認知症サポーター養成事業等を通して認知症の普及・啓発の推進を図る。</p> <p>早期の相談支援体制を整えながら、認知症の連絡箋の活用や訪問相談等による認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供につなげる共に、認知症の人と家族の交流のつどいや徘徊SOS事前登録事業等による認知症の人や介護者への支援を行う。</p> <p>また、地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議等を通じ地域の見守り体制の整備など認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに努める。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>②認知症ケアパスの活用</p> <p>③認知症連絡箋の活用</p> <p>④認知症を理解する教室の開催</p> <p>⑤認知症の人と家族のつどいの開催及び周知</p> <p>⑥認知症患者家族に対する個別相談の実施</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>年6回</p> <p>毎月</p> <p>随時</p>	<p>〇広い年代を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>〇「であいふれあい教室」等さまざまな機会での認知症ケアパスを活用したり、認知症に関連する事業の紹介を行なう。</p> <p>〇認知症連絡箋を積極的に活用し早期受診につなげる。また相談には必要時関連機関と連携しながら的確に対応する。</p>	<p>3～4回</p> <p>6回以上</p> <p>随時</p>	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
4. 地域ケア会議の実施と地域包括ケアネットワーク体制の推進	地域ケア推進担当者と連携しながら、日常生活圏域ごとに地域ケア会議(個別会議)を実施し、自立支援・課題解決をはじめ、地域課題の把握に努める。地域包括ケアネットワーク会議等を町内会などの小単位生活圏域で引き続き実施し、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。 地域の課題と集約分析・検討し高齢者が暮らしやすい地域での互助システムの構築支援を行う。	①地域ケア推進合同会議の開催 ②地域ケア会議、地域ケア推進担当者会議、ネットワーク会議の開催 ③医療と介護の連携推進企画会議の開催 ④医療と介護の連携研修会の開催	4/24 随時 年5回 8月、11月頃	○連絡調整会議を毎月開催し、地域の情報等を各関係機関と共有する。また支援が必要なケースについて検討会を行なう。必要時、地域ケア会議を開催する。 ○昨年アンケート調査を実施した地域に引き続き関わり、座談会を開催する(2回)。地域の課題を検討し、ネットワークの構築へとつなげていく。	通年 通年	
5. 総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。潜在している要援護高齢者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①各種相談をワンストップで受け、専門職がチームで支援を行う。 ②学区社協や民生委員定例会議にて要援護高齢者の情報共有 ③地域包括支援センターの周知を図りながら、潜在している要援護者を支援につなげる。	随時 随時 随時	○相談内容に応じ適切に関連機関や各種制度につなげていく。 ○民生委員定例会議に参加し情報共有を行なう。また個別に連絡・相談等を行うことで連携を深め、潜在している問題等の発見にもつなげる。 ○地域に出向き地域包括支援センターの周知をはかると共に情報の収集を行なう。	随時 毎月 随時	
6. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止・早期発見について普及・啓発活動に努める。	①全市対象研修会の開催 ②社会福祉士内部研修会の実施 ③権利擁護関係マニュアル等の見直し ④成年後見制度に関する調査の実施検討	7月 1 1月	○各研修会に参加・協力し知識を身につけていく。 ○関係機関との連携や対応等を随時確認し迅速に動いていく。	随時 随時	

重点事項	重点活動方針	具体的事業			実施評価	
		全市	各センター(内容、時期・回数等)	時期		
7.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図り、ケアマネジメント支援体制を強化する。介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、課題の把握に努めるとともに介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取り組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ③ケアプラン検証専門家会議の開催 ④居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑤介護支援専門員の支援困難事例等に対する支援 ⑥支援困難事例等マニュアルの検討	随時 6,7月頃 年3回 随時 7月頃～	○介護支援専門員の相談には随時対応し解決に向けて支援していく。 ○支援困難事例については関係機関と連携しながら対応、必要時は地域ケア会議を開催する。	随時 随時	
8.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	地域防災組織等で作成する要援護高齢者の災害時避難支援体制・救援体制について情報収集し支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②地震、風水害などの災害時の支援	随時・通年	○緊急時台帳を随時更新する。 ○訪問時等、避難場所や緊急時の連絡先の確認を行なう。 ○地域の避難場所の把握。	随時 随時 通年	